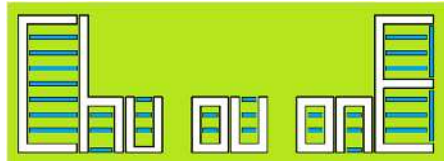


春日部市中央一丁目地区 まちづくりニュース

No.4

【令和5年2月発行】

発行：春日部市都市計画課コンパクトシティ推進担当



都市計画手続きに向けて**地区計画（素案）**を説明

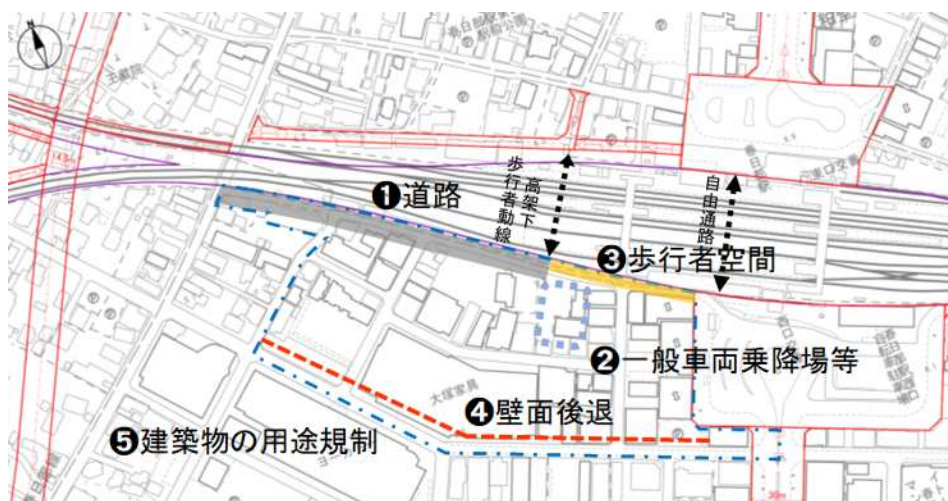
第3回
権利者の会
1/22(日)
実施

22名の権利者が出席し、来年度から都市計画手続きを開始する地区計画（素案）について、説明を行いました。



アンケートを踏まえ取りまとめた地区計画(素案)

アンケートにご協力いただきありがとうございました。皆様のご意見を踏まえると、地区計画（素案）は、以下のとおりとなりました。①歩道付きのアクセス道路、②駅送迎車の一時駐車などを想定した車両乗降場等、③車が進入できない歩行者空間、④歩行者空間の確保や建物の圧迫感軽減などを目的とした壁面後退、⑤葬儀場や風俗店などの建築物の用途規制、について定める予定です。



壁面後退のイメージ

地区計画は再開発事業の計画とあわせて 段階的に進めていきます

再開発事業計画と
連動したルールの構築

手順1

令和5年度～



主にアクセス道路や歩行者空間などについて定めます。(表面参照)

手順2

令和6年度以降

広場等や歩行者動線を
事業計画にあわせて追加

※あくまでも、将来形を
イメージしたものです。



再開発事業にあわせて、広場などの具体的な規模や位置などのルールを定めます。

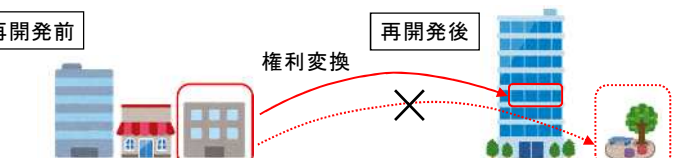
再開発事業に関する

よくあるご質問について

再開発前

再開発後

権利変換



疑問点

今ある建物が、再開発により広場などになってしまった場合、広場を所有することになるのですか？



私は広場を所有することになるの？

答え

広場を所有するわけではありません。権利変換という手法で、今ある建物の価値を評価し、再開発ビルの一部に割り当てられます。

第4回権利者の会

5/21 日

時間 14:00 ~ 15:30

会場 アイピー春日部ビル 7階大会議室

事業計画の情報共有

地区計画の整備内容と連携した、再開発事業の最新情報をお知らせする予定です。

都市計画手続きの説明

地区計画の都市計画手続きを開始するにあたり、どのように進めていくかをお伝えします。

【問合せ先】

権利者の会 事務局 (春日部市都市整備部都市計画課コンパクトシティ推進担当)

住所 春日部市中央六丁目2番地

担当者：山田・中指・太田

電話 048-736-1111 (内線 3517・3518)

FAX 048-736-1974

E-mail toshikei@city.kasukabe.lg.jp